

平成29年度

新温泉町教育構想

新温泉町教育委員会

I 基本理念

豊かな人間関係が築く ～生涯にわたって生き生きと輝く教育～

本町は「豊かな人間関係づくり」を教育の基調としてきた。他者との出会いや人との関係の中で、人は成長し、新しい世界を拓いていく。生きることはモノ・コトとの出会いであり、そこには必ず人が介在し、人間関係の力が人を育てる。教育資源の源は人である。そして、人間は主体的な生き物であり、自ら考え、生き方を選択し、行動し、学び続ける。

めまぐるしい社会の変化の中で子どもたちの未来の扉を叩く教育の基調は、まさに「豊かな人間関係づくり」にあることを改めて確認したい。「自立」と「協働」を柱に、地域の中にある学校園として、さらに充実した教育活動の展開を図っていく。

第2期「ひょうご教育創造プラン」（兵庫県教育委員会 H26.3）は、基本理念として「兵庫が育むこころ豊かで自立した人づくりー学び、育て、支える兵庫の教育ー」とし、「基本方針1」として次の3つの柱立てをしている。これは、兵庫の教育の骨格となる部分であり、本町の教育もこの考え方を基本に進めていく。

○社会的自立に向けたキャリア形成の支援

発達の段階に応じ、組織的・系統的なキャリア教育の充実に取り組む。その際、子どもたちが、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感し、将来の生き方・働き方を考えるとともに、社会のつながりや社会における自らの役割を考えることができるようにする。

○兵庫型「体験教育」の推進

発達の段階に応じた体系的な兵庫型「体験教育」を推進し、自然や社会、芸術文化に触れる体験や、地域とのかかわりを通じた体験、「ふるさと意識」の醸成を図る体験等に取り組む。

○グローバル化に対応した教育の推進

英語をはじめ外国語教育の充実、海外留学の促進等異文化に直接触れる機会の充実を図るとともに郷土の歴史や文化に触れる機会の充実を図るなど、伝統と文化に関する教育を推進する。

「自立」とは、かけがえない個性を持った存在として「自分で立つ」「一人立ち」であるが、社会的な存在として自己の在り方を問うことなしには「孤立」でしかない。他者との関わりの中に存在する自己への覚醒を通して社会的に存在することが自立である。他者とつながり、新しい世界に出会い、もう一つ先に見える世界を創造していく力を「生きる力」と言い換えてもよい。先の見えない、いわば「正解のない問い」に向かいつつ、他者とともに学び、自らの人生を築いていく、その手探りの学びの過程を組織するのが教育である。従って、「自立」に完結はなく、目の前の問題・課題に対峙し、学び続けることで新しい世界が拓け、次なる問いに挑んでいく。限りない人生的な問いが、誰にも用意されている。こんなふう「生きること」を捉えたい。このとき、いま立っている世界が、隣にいる他者が、どのように自分に関わっているのか、あるいは他者とどう関わり、どう歩いていくのか等々の問題意識を持つことになる。

子どもは成長する存在であり、未来からくる風を受けて、未来に生き、未来を創る、無限の可能性を湛えた存在である。柔らかでしなやかな心と体で元気に跳ねる存在である。

「ヒトは人によって人になる」他の動物とは異なり、ヒトはたいへん未熟な姿で生まれる。他の動物は生後数分もしないうちに立とうとするがヒトはおよそ1年の歳月が必要になる。ついに人間になることができなかった「オオカミ少女」に象徴されるように、ヒトは「人の間」で長い時間をかけて育てられ、人になる。母親の肌のぬくもりが人との出会いの始まりであり、家庭、学校園・地域の多くの人との関わりを通して人として成長していくのである。活力ある幸せな社会を築く原動力も人づくりにある。

生活様式も生活感覚も社会の変化とともに変わっていく。携帯電話も、ましてやスマホなどという情報機器がほとんどの人の手元にあるなどといったことは、少なくとも20年前には考えられないことであった。社会の変貌とともにある生活文化も、ものの考え方も、長い歴史の変遷と人々の努力の蓄積の上にあることを忘れてはならない。人は、人と自然環境、風土、地域の伝統文化など、有形無形の恩恵を受けて成長する。「この町に生まれてよかった」とふるさとに愛着を持ち、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持つ子どもに育てたい。

しかしながら、前述のように、教育をめぐる状況は、高度情報化、少子高齢化をはじめとする急激な社会変化の中にあり、先行き不透明で流動化する経済状況もあいまって複雑多様で、子どもたちにとって不安定な状況にある。当然、これらは子どもたちの生活や学習、学校生活に反映され、いじめや不登校、集団生活への不適応、さらに規範意識の低下など、さまざまな教育課題に直面している。また、核家族化が進行し、夫婦共働きがほとんどの家庭環境にあり、育児環境の整備、子育て支援など、地域における「共育」（親も子ども共に育つ）、広くは地域のコミュニティづくり、支え合う関係づくりが最も重要な課題となっている。これらの教育課題、問題の解決に向かい、自立した豊かな人間への成長を育むため学校園、教育委員会がそれぞれの責務を果たし、新温泉町の教育の振興、充実に邁進していく。

教育の基本的視点として、子どもに立ち現れる問題や課題は、まず私たち大人の側の問題として捉えたい。「子ども自らが育っていくため」の大人の連携が大切である。教育は「人組み」、人と人との

心合わせ、力合わせである。家庭教育が教育の素地であり、学校園・家庭・地域の連携、特にその信頼関係の構築なくして教育は成立しない。

まちづくりは人づくりである。人は生涯学び続ける。子どもの健やかな成長を願い、豊かな未来を子どもたちに届けるために教育の営みがある。生涯にわたり、健康で生きがいをもって学び続ける場の充実とその活用は、教育の大切な柱である。言うまでもなく、その学びの基礎は、幼児教育から小・中学校教育にある。そして、教育には必要不可欠に人との関係が介在し、人間関係の豊かさが、豊かな教育を生む。「人間関係の力」は全てに生きて働く力であり、教育の基盤として大切にしていく。

言うまでもなく教育の最前線は学校現場である。学校園には、すべての子どもたちが、一人の例外もなく、家庭の問題や社会の歪み、それらすべてを引っさげて登校・登園してくる。それらの全てが見える位置にあるのが学校園である。さまざまな問題や矛盾が集中するのが学校園だとも言える。子どもたちとの信頼関係を基盤にして、校長のリーダーシップのもと、教職員が元気で学び合い、高まり合う、チームワークの良い笑顔の職場環境づくりに努めるとともに、「地域の中にあり、地域と共に力を合わせる」学校園づくりに邁進する。

新温泉町の教育のめざす基本理念の実現に向けて、教育行政、学校園はもとより、家庭・地域は、子どもたちの成長に関わる当事者として、それぞれが責任と役割を自覚し、社会全体で取り組んでいく。

Ⅱ めざす人づくり

- ふるさとを愛し、人と自然にやさしく未来を切り拓く人
- 夢と志を持ち自ら進んで学び続ける人
- 心も体も健康で豊かな人間関係を築く人

Ⅲ 指導の重点

基本的生活習慣（人づくりの礎）

～ あいさつ ・ そうじ ・ あとしまつ ～

「おはようございます」の一声が笑顔を生み、新しい一日が始まる。「あいさつ」は人間関係の始まりである。「挨拶」にも「挨拶」にも語源に「開く」という意味がある。「自らの心を開く」「人間関係を拓く」のが「挨拶」である。

また、無心に「そうじ」に取り組むことは、清い心と最後まで地道にやりぬく根気強さを育てる。そして、「あとしまつ」は物事を終え、次の新しい取組への準備であり出発である。物事をきちんと最後まで責任を持って成し遂げ、けじめを持ち、規律ある生活態度を育てる。「あいさつ・そうじ・

あとしまつ」は生活の礎であり、教育の基本となるものである。

これを子育ての合言葉とし、すべての教育活動を貫く精神に位置づけ、日々の生活に根づかせ実践する。

IV 重点課題

1 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育の推進

子どもたちが、豊かな人生を送るためには、生涯を通して自主的に学ぶ習慣づくりが大切である。そのためには「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」などの「生きる力」を育むことが重要である。

各学校園では、命と人権を大切にする教育・保育の推進を基盤に、一人ひとりの子どもたちの健やかな成長を促し、確かな学力の向上のため、少人数指導や同室複数指導等の充実とともに、特別な支援を要する園児・児童生徒への指導・支援の体制づくりを積極的に進め、指導力の向上や授業改善に向けた研修に努め、関係専門機関とのネットワークづくりを充実する。

加速度的に少子化が進んでいく中であって、小規模校、少人数学級の良さを生かした授業や教育活動の特色ある取組を積極的に進めるとともに、地域に学び、地域の教育力を活用した、地域に根ざした教育活動の継承と新しい展開を図っていく。

(1) 幼児期の教育

発達の特性に応じた直接的・具体的な遊びを通して幼児同士がつながり、共通の目あてをもって活動することの楽しさを味わう体験を充実し、「生きる力」の基礎を培う。また、遊びを通じた「学び」を適切に把握・評価し、よりよい環境構成と保育・教育の改善を図り、豊かな感性・心情を育み、物事に自ら取り組もうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度、基本的生活習慣等を身に付けさせる。

園児の発達の過程を見通した創意ある教育課程の実施、評価・改善に努め、教職員の指導方法等に関する研修会、授業参観、公開保育等を充実し、幼小交流を通して円滑な接続を行う。

また、特別な支援が必要な園児の指導については、園内支援委員会における指導・支援方法の検討と共通理解のもと、保護者と連携し、特別支援学校や医療・福祉機関等からの専門的な助言を受ける。

幼児期における多様な体験は心身の調和のとれた発達を促すことを重視し、自然の中での遊びや動植物とのふれあい、地域の幼児や児童生徒、高齢者等との交流や地域行事への参加等、人・モノとの関わりに創意ある取組を進める。

発達の特性に応じた様々な遊びを通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わわせ、体験したこと、感じたこと、考えたことなどを自分なりの言葉や様々な方法で表現したり、話を聞いて楽しんだりするなど、伝え合うことの楽しさを実感する場づくりを大切にし、自尊感情を育み、「自分が好き、友だちが好き、先生が好き、みんなが好き…」～居場所感があり、幼児一人ひとりの良さが光り、響き

合う教育・保育活動を展開する。

災害時の適切な行動や安全確保については、日頃からの指導とともに、家庭や地域、関係機関と連携した定期的防災・避難訓練を実施し、徹底を図る。

(2)学習指導

心が通い合い、お互いが認め合い支え合う学級経営を基盤に、児童生徒に確かな学力を身に付けさせる。基礎的・基本的な知識・技能と、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を伸ばし、主体的に学習に取り組む実践的態度を育てる。

そのため、特に授業づくりにおいては、児童生徒自らが課題意識を持ち、相互の学び合いを組織し、主体的に問題を解決する指導過程の工夫・改善を進める。児童生徒一人ひとりがしっかりねらいを持ち、対話や討論など他者と自己への深い問いかけをステップに、より高いものを求める学習集団づくりに努める。

これらの授業改善には、「ことばの力」の育成が重要な基盤となる。「ことば」を媒体として、思考を深め、考えを確かめ、他者とつながる。「ことば」そのものが持つ力を重視し、「話す」「書く」活動を有効に組み入れた学習活動の展開により、主体的に共に高まり合う授業づくりを推進する。

「ことばの力」の育成は、発達段階に応じて重要であり、幼児期における絵本の読み聞かせや「ごっこ遊び」、「ことば遊び」の楽しさを味わわせること、また、小・中学校における生活に根ざした作文（生活文）や詩・創作、意見文の指導など、各教科、学級活動をはじめ全領域を通して発達段階に応じて指導の充実を図る。

- ・「わかる授業」「学ぶ楽しさを実感する授業」の実践。
- ・授業の「入り口」と「出口」の工夫、主体的な学習参加と魅力ある授業実践。
- ・体験的な学習、問題解決的な主体的な学習の展開、言語活動の充実と発展的な場づくりの工夫。
- ・「新学習システム」の活用による少人数・同室複数指導の充実。
- ・「学習タイム」等による学習習慣の定着、基礎・基本の確実な定着。
- ・読み聞かせボランティア等の活用、「朝読書」など読書活動の推進。
- ・教科横断的な学習活動の展開。

(3)学級経営

学校園生活における基本的な集団が学級であり、園児・児童生徒一人ひとりの人格形成の基盤となる場である。学級は心の居場所であり、一人ひとりの良さが生かされ、共に認め合い、学び合い、高まり合う学習集団づくりに努め、学級担任を中心に教職員が連携し、園児・児童生徒の多面的理解のもとに指導の充実を図る。

学級活動をはじめ児童会・生徒会活動、学校行事等を通して、主体的に考え、お互いに協力しながら生活の向上や課題の解決に向け、積極的に動く自主的、実践的な態度を育てる。

(4)情報教育

情報が氾濫する日常において、情報の信頼性、信憑性について考える能力や、情報を主体的に収集、選択、処理し、発信する能力、情報モラル等の情報活用能力を育成するため、各教科等の年間指導計画に基づき指導を充実する。

また、ネット依存やネットトラブル等を防止するため情報共有を図り、フィルタリングの徹底や学校・家庭でのルールづくり等、児童生徒の自主的・主体的な取組を進めるとともに、関係機関と連携した防犯教室等の取組を進める。

社会の ICT 環境の変化に対応し、教員の ICT 活用指導力の向上や情報モラル指導力の向上のため、計画的で実践的な校内研修を実施するとともに、教科指導における ICT 活用や校務の情報化、学校業務改善等、その実践化に努める。

- ・ 町立教育研修所情報教育部会をはじめとする各種研修の充実。
- ・ 町学校業務改善推進委員会をはじめ、各校の業務改善の取組の共通化。

(5)キャリア教育・進路指導

家庭や地域との連携のもと、児童生徒の個性の伸長に努め、社会人として自立していくための人間形成をめざすキャリア教育を充実する。

子どもたち一人ひとりが社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育む。将来の夢や目標を持ち、その実現に必要な知識や技能を身に付けさせる。進路指導を充実し、自らの意志と責任で主体的に進路を選択し決定できる能力や態度を育成する。

また、子ども議会の開催は、自治意識の啓発、町政・まちづくりへの関心を高め、自治体への帰属意識の高揚に資するとともに、社会の一員としての自覚を促し、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者としての意識を育てることにつながる重要な体験であり、ふるさと意識を育てる取組として今後も継続開催する。

- ・ キャリア教育の視点から、社会的自立と職業的自立をめざした進路指導の充実。
- ・ 発達段階をふまえ、キャリアノート等を活用した継続的な指導。
- ・ トライやる・ウィークの充実、地域の関係団体との提携強化。
- ・ 子ども議会の開催。

(6)道徳教育

人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念を培い、豊かな心をもち、未来に向けて主体的に人生や社会を切り拓く基盤としての道徳性を養う。

また、人間としてよりよく生きるための基本的な心構えや行動の仕方について、体験的・実践的な活動を通して学びの深化を図る。

- ・ 年間全体計画のもと、教育活動全体を通じた道徳性の涵養。
- ・ 道徳の時間の指導の充実と地域の人材の活用や授業公開など、家庭・地域との連携強化。

- ・兵庫版道徳副読本、「私たちの道徳」の活用。
- ・道徳の教科化に係る研修の充実。
- ・「道徳教育実践研究事業」（夢が丘中、温泉小、照来小）

(7)人権教育

「人権教育基本方針」に基づき、生命の尊厳を基盤に人権尊重の理念に対する理解を深め、お互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現に主体的に取り組む実践力を育成する。指導にあたっては、人権教育資料を活用し、児童生徒の自尊感情を高め、多様な体験活動を取り込むなど、主体的・実践的な人権学習を進める。

「人権啓発推進条例」制定の町として、人権教育・啓発推進体制を充実し、人権学習会や啓発活動など、関係諸団体との連携を進め、環境づくりを積極的に推進する。

推進にあたっては、同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、ネットによる人権侵害等、人権にかかわる今日的課題の解決に向け、教育の主体性・中立性を堅持しながら、総合的に取り組む。また、男女共同参画のまちづくりなど、「新温泉町男女共同参画社会プラン」を踏まえた実践を進める。

- ・町人権教育協議会の取組、町人権セミナー等、各種人権学習・啓発事業との提携。
- ・各校の発達段階に応じた人権教育の年間指導計画のすり合わせと共通理解。
- ・人権教育事業「ささゆり」「ひまわり」の展望を持った展開。

(8)伝統と文化に関する教育

国際社会で主体的に生きるため、日本の伝統や文化についての理解を深め、それらを尊重しながら、豊かな文化の創造を図る態度を育てる。そのため、各教科や特別活動等、地域と連携した取組等において、ふるさとの伝統や文化に触れる機会を充実し、国やふるさとを愛する態度を養う。

また、芸術文化に親しみ、感性、豊かな情操、生涯にわたって芸術を愛好する態度や心情を育む。

- ・教育課程への明確な位置づけと地域の保存会等との密な提携、文化の継承・発展への協力体制の構築。
- ・優れた芸術・文化にふれる機会や地域の伝統文化・芸能を体験する機会の拡充。
- ・「伝統文化の学びの充実事業」（浜坂中）

(9)体育・スポーツ活動

運動の特性や魅力に触れさせ、体育・スポーツ活動の楽しさや喜びを味わわせる。こうした活動を通して、豊かなスポーツライフを継続する資質や能力の育成と体力・運動能力の向上を図る。

このため、各校における新体力テスト等の計画的な実施により、児童生徒が自身の体力や運動能力の状況の把握のもと、自ら運動に親しむなど、運動習慣の定着を図る。

業間や学校行事等、教育活動全体を通じて体育・スポーツ活動を計画的に行い、運動の楽しさ、心地よさを実感できる機会を充実する。

- ・ 幼児の発達の特徴に応じた様々な遊びを中心にした楽しく体を動かす時間の充実。
- ・ 新体力テストの計画的実施による自己の体力や運動能力の把握と向上心の高揚。
- ・ 業間等の活用など、教育活動全体を通じた特色ある取組の展開、充実。

(10)食育をはじめとした健康教育・安全教育

子どもたちが抱える心身の健康課題に適切に対応し、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培う。また、「食」が子どもたちの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼすことを認識し、家庭や地域と連携して食育の推進に取り組む。食物アレルギーへの対応については、家庭・学校・学校給食センターと情報を共有し、マニュアルに沿った適切な対応を進める。

また安全については、発達段階に応じて、自ら身を守り安全を確保する能力を育てるため、交通安全・防犯教室等を実施する。従来からの「子ども 110 番の家」等、地域・関係機関との連携した取組を推進するとともに、日常生活に潜む危険を予測し、的確な判断・行動ができるよう指導を充実する。また、通学路の安全確保には関係機関と連携した町交通対策委員会を通して総合的な対策を図る。

- ・ 「学校における食育実践プログラム」等を活用して、食に関する指導計画の充実、適切な食生活と食習慣の確立等、食育実践の充実。
- ・ 町学校給食センター等との提携による食育の推進、地産・地消の推進。
- ・ 町食育推進委員会等による情報交換と実践交流。
- ・ 町学校給食センターと連携した食物アレルギー対応とともに、「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」を活用した安全管理体制の徹底。
- ・ 但馬学校給食研究協議会と連携した研修、緊急時対応の体制づくり。
- ・ 町連合 PTA、町交通対策委員会との連携による通学路の安全確保。

(11)特別支援教育

インクルーシブ教育の推進に向け、校園内支援委員会の定期的な開催のもと、合理的配慮の観点を踏まえた個別の教育支援計画や個別の指導計画（サポートファイル）について全教職員が情報を共有し、連携した指導・支援体制の円滑な運営を図る。校園内の指導・支援体制の充実とともに、特別支援学校のコーディネーター等との連携や関係専門機関とのネットワークを活用し、多様な相談への対応や適切な支援を行う。

校園内の通常の学級に在籍する LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障がいのある幼児・児童生徒のライフサイクルを見通し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な教育的支援を行う。交流や共同学習のねらいを明確にし、計画的・創造的な取組を充実し、学校教育全体で、社会の一員として主体的に生活を営むことができる力を育成する。

就学、進学にあたり、学校園間で指導計画や指導・支援の手だて等を確実に引き継ぎ、情報を共有し、一貫した指導・支援を行う。

また、人権教育の観点から、共同学習や地域の人々との交流活動を積極的に推進するとともに、特

別支援教育の理解・啓発を図る。

- ・特別支援教育コーディネーターを中心にした校園内支援体制の充実。
- ・センター的機能を持つ特別支援学校や専門機関との相談体制の充実とネットワークの構築。
- ・子ども相談室等、悩み相談体制の充実と指導の連携。
- ・スクールアシスタント、特別支援教育指導補助員の適正配置。
- ・就学・進学・就労について、特別支援学校・専門関係機関との連携。
- ・幼・小・中・高等学校、特別支援学校との連携、交流事業等の推進。
- ・保護者、専門関係機関との連携強化、特別支援教育の研修の充実。
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや教職員による相談体制、カウンセリングマインド研修の充実。
- ・通級指導の充実。
- ・個別の教育支援計画の作成、サポートファイルの活用。

2 「体験教育」をはじめ特色ある教育の推進

地域における人間関係の希薄化などが進む中で、子どもたちに豊かな人間性や社会性などを育むためには、自然体験や社会体験などの体験活動を充実することが求められる。体験活動を通して子どもたちに困難にくじけずたくましく生きる力を育む教育を推進する。

小学校の「環境体験事業」や「自然学校」、中学校の「トライやる・ウィーク」等の体験活動を地域の方々の協力を得て、発達の段階を踏まえ実施し、その充実を図る。(兵庫型「体験教育」)

(1)体験活動

園児・児童生徒の発達の段階に応じた体験活動を実施し、自ら学び、考え、行動する教育を推進する。自然体験活動やボランティア活動等の社会体験活動を通して、自尊感情を育み、個性の伸長を図るとともに、命の大切さや思いやりの心、公共の精神や協調性の涵養など、「心の教育」の充実を図る。こうした取組により、人間としての在り方生き方への自覚を深め、社会の一員として自己を生かす態度を養うなど、社会的自立への基礎を培う。

また、地域の人々とのつながりを深め、地域の文化的行事や伝統行事等への参加、地域に学ぶ学習を通して自らのアイデンティティの確立を促し、ふるさとを愛する心を育てる。併せて、山陰海岸世界ジオパークを地域の宝として、園児・児童生徒のジオパーク体験を充実する。

- ・地域の特性をふまえた人材や施設等の活用。ふるさとの自然や風土を生かした学習素材の活用。

(2)環境教育

体験活動との関連をふまえ、「新兵庫県環境学習環境教育基本方針」に基づき、自然とのふれあいや身近な生活の中での気づきや発見をきっかけとして、環境に関心を持ち理解を深め、自然に対する感性や命を尊ぶ心を育む。各教科等の特質に応じ、環境について総合的に学ぶ指導計画のもと、社会

的諸問題への気づきから課題意識を持ち実践へとつながる意欲・態度を育てる。

また、地域の人材や施設の活用により、ふるさとの自然や歴史・風土を学習素材に積極的に取り上げるなど、地域の特性をふまえた環境教育を充実する。

環境問題の複雑化多様化に対応し、環境に関する科学的理解を深め、環境保全等に向けた人間の果たす責任と役割を自覚し、主体的に行動する力を育てる。

- ・環境、資源、水力、火力、原子力等のエネルギー問題やリサイクル等の社会的諸問題への関心を高める学習の拡充。

(3)防災教育

命の尊さや助け合いの大切さ、ボランティア活動の重要性等、震災から得た教訓を語り継ぎ、「共生の心」を育み、人間としての在り方生き方を子どもたちに考えさせる「兵庫の防災教育」に取り組む。同時に、東日本大震災からの復興や自然災害についての学習を積極的に進める。また、地域の特性に起因する様々な自然災害に備え、災害に対する正しい知識や技能を身に付け、適切に判断し対応する力を育む。

あわせて、各校園の「危機対応（防災）マニュアル」を不断に見直し、実践的な防災訓練を実施するなど、災害に強い、安全で安心な地域社会の構築のため、学校園・家庭・地域の果たす役割を明確にし、学校園防災体制の充実を図る。

- ・「自分の命は自分で守る」等、防災教育の充実、徹底。
- ・東日本大震災からの復興に尽くす人々の取組からの学び。
- ・町の防災体制との連携による不断の学校防災体制・「災害対応マニュアル」の見直し。
- ・「災害対応マニュアル」に沿った地震・火災・津波想定での防災・避難訓練の充実。
- ・「1. 17」及び「3. 11」の震災体験を風化させない取組の継続。

(4)多文化共生、国際化に対応した教育

国際化の進展を踏まえ、人権尊重を基盤に、多文化共生社会の実現をめざす教育を推進し、外国人児童生徒、帰国児童生徒等の自己実現を支援する教育を充実させる。また、すべての児童生徒に国籍や民族等の「違い」を認め合い、共に生きようとする意欲や態度を育む。さらに、自国の伝統や文化を尊重し、異なる文化や価値観を理解し、共生社会の実現に向け、言語を用いて自らの考えや意見を伝える等、語学力やコミュニケーション能力の育成を図るとともに、国際社会に貢献する態度や能力を培う。

- ・在日外国人との交流、共生の心の育成。
- ・NZ海外研修や外国からの受入れ事業など国際交流の促進。

3 子どもたちの学びを支える学校園・家庭・地域の連携の強化

学校園・家庭・地域のそれぞれが、相互に連携・協力し、地域社会全体で一体となって子どもたちの教育に取り組む。地域に開かれた学校園づくりを進め、家庭や地域が学校園の教育活動や運営に参画しやすい仕組みづくりに努め、実践化を図る。

また、幼・小・中学校、さらには地域の高等学校までの連携を強化し、地域の特色ある学校園づくりを推進する。

こうした取組にはPTAや地域ボランティア、NPO等の支援を得ながら、学校園・家庭・地域の連携・協力体制の充実を図る。

(1)家庭と地域の教育力と開かれた学校園づくり

教育の原点は家庭教育であるとの認識に立ち、子どもたちの成長に親自身も学び育つ親学習の充実を図る。また、学校園・家庭・地域が、それぞれの責任を果たすことができるよう連携を緊密にし、社会全体で子どもたちの「生きる力」を育む環境づくりに努める。

このため、教育活動その他の学校園運営に関する情報の積極的な提供や、学校園評価による学校園運営の改善、地域と連携した教育活動の展開等により、開かれた学校園づくりを一層推進する。

こうした取組を通して、保護者や地域の人々からの信頼を確保し、連携・協力により、地域全体で子どもたちの成長を支える環境づくりに努める。

- ・学校園評価、学校評議員会をはじめとする外部評価を生かした地域と協働する特色ある学校園づくり。
- ・各学校園による家庭・地域と連携した活動・事業の推進、オープンスクール等の充実。
- ・「家庭学習（生活）6つのやくそく」（幼小中連携）の有効な活用による基本的な生活習慣と学習習慣の確立。
- ・町青少年育成推進協議会、町子ども会育成連絡協議会等との連携。

(2)幼・小・中学校の連携と高等学校支援

幼・小・中学校のスムーズな接続、校種間の連携を密にし、学びの連続性を踏まえたカリキュラムづくりなど、教育の視点での一貫性を重視した取組を進める。さらに地域の高等学校との連携にも力を入れ、地域に根ざした高等学校づくりへの支援も強化する。

「幼・小・中連携推進委員会」による共通の取組を継続実践する。この中で、2つの「学習規律」を各校園で徹底し、「家庭生活の6つのやくそく」（認定こども園）「家庭学習の6つのやくそく」（小・中学校）の有効な活用により、家庭生活と学習への自立的・主体的な態度を育成する。また、各校の「家庭学習の手引き」の見直しも進め、児童生徒の家庭学習の習慣化や意欲づくりにきめ細やかな対応をする。

- ・学習規律

- ①相手の目を見て姿勢を正して話を聞く。
- ②名前を呼ばれたら「はい」と返事をする。
- ・浜坂高校支援協議会との提携。
- ・認定こども園・小・中・高等学校の園児・児童生徒の交流の促進。

4 子どもたちが安心して学べる環境づくり、信頼される学校園づくりの推進

学校園への信頼の確立には、一人ひとりの教職員の資質能力の向上と、すべての教職員の協働による学校園の組織の強化が不可欠である。

教職員は、子どもたちはもちろん保護者や地域の人々から寄せられる期待や信頼に応えられるよう、教育の専門家としての自覚を高め、常に学び続ける向上心を持って、学習指導や生徒指導をはじめとする実践的指導力の向上に努める。

このため、県教育委員会等の実施するライフステージに応じた研修なども活用しつつ、教職員が意欲を持って研究・実践に取り組むとともに、各学校園においても学校園の課題に応じた研修を計画的に推進するなど、指導力の向上と協働体制の構築に努める。

(1)教職員の協働体制

校園長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりの能力・適性を生かした学校園経営に努め、全教職員の学校園運営参画意識を高め、学校園の組織力の向上を図る。「学校業務改善実践事例集」の活用や学校業務改善推進委員会における共通理解を進めるとともに、校務分掌の見直しや会議等の精選、校務の情報化等効率的な学校園運営に努め、教職員が心身ともに健康で、子どもたちと向き合う時間をできるだけ多く持ち、心の通い合う学校づくりを推進する。

また、一人ひとりの人権意識を高め、ハラスメント等のない、教職員が意欲を持って職務に取り組める、相互の協力・協働の職場環境づくりを進める。

学校評議員制度を活かし、学校園運営状況を説明し、保護者・地域の人々の要望や意見を受け止め改善に努めるなど、家庭・地域と共にある学校園としての充実を図る。

(2)教職員としての資質と実践的指導力

教職員としての使命感と高い倫理観を保持するとともに、豊かな人間性の涵養に努め、専門性と実践的指導力の向上や、社会の変化に対応した教育観を培うことをめざして、研究と修養に努める。

初任者研修や経年研修、教員免許更新等、キャリアステージに応じた様々な研修の機会を通して高度な専門的知識・技能を身につけ、園児・児童生徒の実態や学習内容に応じた教材の工夫や、効果的な学習形態等、指導方法の改善を図る。

国、県、町等、様々な段階の研修機会とともに、各校園が主体的にテーマを持った校園内の研修を重視し、校園内授業研究や積極的な公開授業研究会などを通して、学び合う教職員集団として実践的な力量を高める。

(3)学校安全と危機管理体制

校園長のリーダーシップのもと、学校園の危機管理体制を確立し、教職員の危機対応に関する知識・技能の向上を図る。

また、家庭や地域と連携し、子どもたちが安全な環境で、安心して学校園生活を送れるよう、安全教育推進の組織づくりや指導内容・指導方法の充実に努める。

- ・学校園の施設・遊具等の定期的な安全点検の実施。
- ・家庭・地域、町交通対策委員会と連携した通学路の安全確保。
- ・交通安全・防犯教室の実施、「接遇マニュアル」「不審者対応マニュアル」による研修や訓練の実施。
- ・地域安全マップの作成等を通じた安全に対する意識の高揚、「こども110番の家」の周知と連携。

(4)園児・児童生徒理解に基づく生徒指導

一人ひとりの幼児・児童生徒の内面的理解に基づく指導の大切さを認識し、人間的なふれあいを通して心の絆を深める。また、教育活動全体を通じて規範意識等の社会性を培い、自主性や自律性、主体性を育む。

とりわけ、重要課題となっているいじめや暴力行為、不登校、児童虐待等については、「新温泉町いじめ防止基本方針」並びに各校の「いじめ防止基本方針」を踏まえ、「子ども相談室」の有効な活用を図りながら、学校園・家庭・地域が連携を密にし、その未然防止、早期発見、早期対応に努める。

特に学校園においては、学級担任をはじめとして、子どもたち一人ひとりの心の居場所となる学級を基盤とした、互いに認め合い学び合う学習集団づくりに努めるとともに、保護者とのきめ細やかな相談体制の充実など、「チーム学校」としての組織力を高める。

また、自他の命を大切に作る心を育成するため、教育課程全体を通して生きる喜びと命の大切さを実感させる教育の充実に努める。

- ・各校園の生徒指導に係る委員会、チーム会議等の日常的開催、充実。
- ・「兵庫県いじめ防止基本方針」「新温泉町いじめ防止基本方針」等の活用。
- ・校園内の教育相談体制の充実、「子ども相談室」をはじめ、各専門機関等との連携。
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用と連携。
- ・カウンセリングマインド研修の充実。

5 だれもが生きがいをもって地域社会に参画する生涯学習社会づくりの推進

人々の学習ニーズがますます高度化、多様化する中で、生涯にわたり自己実現を図り、生涯のあらゆる時期に学習機会を選択して学べるよう、さまざまな学習機会の提供と学習者への支援体制の整備に努める。

このため、社会教育関係者の資質能力の向上に努め、生涯学習に関する積極的な情報提供など学習への支援体制を整備するとともに、読書ボランティアの養成などを支援していく。また、学びの成果を生かす取組を進める。

また、地域に根ざしたスポーツクラブ21などに取り組むなど、町民の健康・体力の増進を図る。

(1)社会教育の基盤づくり

町民一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会や場において多様な学習ができ、その成果を適切に生かすことができる生涯学習社会の実現に努める。

このため、町民の学習ニーズの適切な把握に努めるとともに、社会教育施設における学習支援の充実、町民の学習活動が円滑に行われるよう条件整備に努める。

- ・公民館をはじめ、生涯学習関連施設の充実と活用。
- ・町青少年育成推進協議会、町防犯協会等との提携による地域活動の推進。

(2)学習活動の支援と成果を社会に生かす仕組みの構築

町民の生涯にわたる学習活動を支援するため、学習ニーズに応じた多様な学習機会を設定する。また、学びの成果を地域の課題解決や学習支援活動に生かせる学びと実践の一体化した生涯学習を推進する。

豊かな人間関係に支えられた地域社会の構築に向け、町民自らが地域課題に主体的に向き合い、その解決に向けて協働できるよう、学校園、地域団体等との幅広いネットワーク化に努め、情報交換や相互協力を進める。

差別や偏見のない、一人ひとりの人権が尊重され、心と心がつながる豊かなまちづくりに向け、人権啓発、人権学習会等の充実に努める。また、障がいのある人の学習機会の充実を図るため、関係機関や団体との連携を深め、交流活動等の提供や支援に努める。

- ・「第2次 新温泉町人権施策推進計画」に基く人権セミナー等の推進。
- ・文化会館、町人権教育協議会の取組を柱に人権学習の充実、推進。
- ・町立高齢者大学や町文化協会、文化団体等との提携、交流事業の推進。
- ・地区公民館制の拡充による地域コミュニティの形成。
- ・「新温泉町子どもの読書活動推進計画」の活用。

(3)生涯にわたるスポーツ活動

成人が週1回以上スポーツに親しむ機会を持つことをめざし、誰もがそれぞれの年齢や体力、技術、興味・関心に応じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむことができる体制や環境を整備し、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に努める。

- ・スポーツ施設の充実、環境整備。
- ・「新温泉町スポーツ推進計画」の活用。
- ・町スポーツ推進委員会との提携による各種スポーツ事業の推進。

- ・ B & G 事業の活用と提携。

(4)文化財の保護・活用

長い歴史の変遷の中で形成・蓄積され、継承されてきた指定文化財をはじめ地域に根ざした歴史文化遺産の保護を礎に、これら身近な地域の伝統と文化に触れ親しむ機会を充実し、ふるさとへの愛着や誇りを育む取組を推進する。

特に地域の伝統行事への参加・参画を通じた次世代への継承の担い手の育成は重要であり、地域ぐるみの交流や地域の魅力発信による活性化など、未来につながる学びの機会の充実に努める。

また、郷土の優れた先人を顕彰し、その足跡から学ぶ事業の継続発展など、優れた文化に触れる場づくりを推進する。

- ・ 町文化財保護審議会による文化財保護・調査・啓発事業の推進。
- ・ 民俗芸能発表会等、文化遺産を活かした発表・交流。
- ・ 民俗芸能保存団体や文化協会、高齢者大学等による伝統文化の継承、学習会。
- ・ 宇野雪村、前田純孝、加藤文太郎をはじめとする郷土の先人に学ぶ取組。
- ・ 加藤文太郎記念図書館、先人記念館「以命亭」、文化体育館「夢ホール」等を活用した催しの充実。